

法雲寺樹木墓永代使用檀家規約

第一条 樹木墓を永代使用する者は本規約を厳守し、法雲寺の承認を受け御檀家様として入壇をしなければならぬ。

第二条 火葬した遺骨を「粉骨可能」麻袋へ納め樹木墓への埋葬とする。
又、ペットの埋葬も可能とし、使用規約・埋葬供養料等は同等とする。

粉骨(壺萬圓／一霊／別途)を御希望の方はをお願い申し上げます。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は樹木墓の使用を認めない。

第四条 お預かりした遺骨・埋葬供養料は事情の如何を問わず返還しない。

第五条 以前の宗教・宗派・国籍は問わないが、今後行う全ての法要「御法事・御葬儀」等は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。

※他の僧侶による法要「御法事・御葬儀」等が行われた場合は樹木墓を返還しなければならない。

第六条 墓石開眼・埋葬供養料は金 壺 拾 萬 圓 とする。

※墓石料・墓石彫刻料込／墓誌彫刻料は含まない。

第七条 墓誌彫刻を御希望の方は金 参 萬 圓 ／ 一 霊 (別 途) とする。

墓誌彫刻を御希望の方はをお願い申し上げます。

第八条 年に一度、護持会規定の金額を法雲寺へ納めなければならない。

信士・信女【壺 萬 参 仟 圓】 居士・大姉【壺 萬 捌 仟 圓】

院 号【貳 萬 玖 仟 圓】 【大施食會法要の供養料・塔婆一基込】

※金額に関しましては、その年のご事情等を考慮致しますのでご相談ください。

※音信不通や相談無く未納等の場合は永代供養墓への合祀とし樹木墓を返還いただきます。

第九条 毎年、七月二十四日十時三十分より法雲寺にて大施食會【御盆供養】を合同で行う。

※当日はご都合がございましたら御参列下さい。

第十条 万が一に樹木墓の後継者が途絶えてしまった場合は無料にて永代供養墓への合祀とし法雲寺が責任をもつて御供養致します。

第十一条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

故人名	
施主名	生年月日
住所	<input checked="" type="checkbox"/>
電話番号	

令和 年 月 日 法雲寺樹木墓の使用を承認する。

(寺院住所) 埼玉県坂戸市多和目六三九 / (電話番号) 〇四九 - 二八五 - 三七五〇



曹洞宗 曹門山 法雲寺